



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年8月8日火曜日 第1784号

◇ 目 次 ◇
告 示

不健全な図書類等の指定..... 691
介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第22条第1号に規

定する適格研修..... 692
保安林予定森林..... 692
建設業者の営業の停止命令..... 692
都市計画事業の事業計画の変更認可..... 692

告 示

○愛媛県告示第1186号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成18年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑 誌	18 021	ズブッ!!	8 月 号 増 刊	(有) 光 彩 書 房	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18 022	N a m p e r	9 月 号 増 刊	(株) サ ン 出 版	
"	18 023	U R E C C O g a l	9 月 号	(株) 大 洋 書 房	
"	18 024	熟写ボーイ	9 月 号	(株) 東 京 三 世 社	
"	18 025	G O K U H	V O L . 1 8 1	(株) バ ウ ハ ウ ス	
"	18 026	好きにしてッ!		富 士 美 出 版 (株)	
"	18 027	熟れ母	9 月 号	(株) メ デ ィ ア ソ フ ト	
"	18 028	C r e a m B B	V O L . 1 1	ワ イ レ ア 出 版 (株)	
"	18 029	投稿キング	8 月 号	ワ イ レ ア 出 版 (株)	
"	18 030	熟女ものがたり	9 月 号	(株) 茜 新 社	
"	18 031	C O M I C 真 激	9 月 号	ク ロ エ 出 版	
"	18 032	姫盗人	9 月 号	(株) 松 文 館	
ビデ オ テー プ	18 033	姉尻 出口ひでみ	A N J - 0 0 2	東 京 鎌 六 堂	
"	18 034	援助交際	K B E - 1 2 4	K i n g B e e	
"	18 035	好きもの熟女1	N ・ S J - 0 1	好 き も の 熟 女	
"	18 036	投稿 女子高生	W O Y - 0 1	不 明	
"	18 037	痴漢バス 過激集団総集編①	K C B S - 0 0 1	ド リ ー ム ス テ ー ジ	
"	18 038	現役! ブルセラ少女	K B E - 0 9 1	K i n g B e e	

DVD	18 039	超・騎乗Bomb! 4時間	BNDV - 00272	(株) ビデオバンク
"	18 040	Premium BEST VOL.2 春菜まい	HLM - 003	(株) デジタルバンク

○愛媛県告示第1187号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第22条第1号に規定する適格研修は、次のとおりとする。

平成18年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 社団法人シルバーサービス振興会に事務局を置く「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会が平成17年度に実施した「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修
- 2 愛媛県が愛媛県国民健康保険団体連合会に委託して平成17年度に実施した「介護サービス情報の公表」制度の調査員養成研修

○愛媛県告示第1188号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
今治市古谷甲 872、甲 873、乙 143 の23、乙 143 の24
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐は、択伐による。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

八幡浜市保内町磯崎2789、2795の1、2796、2797

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

① 次の森林については、主伐は、択伐による。

保内町磯崎2795の1・2796・2797（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

② その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1189号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成18年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許 可 日 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停 止を命じ た年月日	営業停止を命じ た建設業の種類	営業の停止を 命じた期間	営業の停止を命ず る原因となった事実
(般 - 17) 第13329号	平成18年 2月26日	四葉建設 株式会社	浜田 修	西宇和郡伊方町湊 浦661番地1	平成18年 8月2日	建築工事業	平成18年8月8 日から同年11月 5日まで (90日間)	四葉建設株式会社元代表取締役が、贈賄の罪により、平成18年6月15日に松山地方裁判所から懲役1年6月執行猶予4年の判決を受け、後日、この刑が確定した。

○愛媛県告示第1190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、川之江都市計画道路事業3・5・8塩谷小山線及び3・5・7中村山田井線（四国中央市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成18年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事業施行期間
平成5年3月12日から
平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

四国中央市金生町字小山地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし